

国際関連情報 FASB 情報

FASB の動向 (2017年11月～2018年1月)

ASBJ 専門研究員 やまね ゆういち
山根 雄一

ASU 第 2017-15 号「会計基準のコード化体系『米国の汽船会社（トピック 995）』の改善：トピック 995 の削除」の公表（2017年12月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2017年12月6日に、会計基準更新書（ASU）第2017-15号「会計基準のコード化体系『米国の汽船会社（トピック 995）』の改善：トピック 995 の削除」を公表した。

米国運輸省（Department of Transportation；DOT）及び米国歳入庁（Internal Revenue Service；IRS）は、米国運輸省の制度に由来する特別法上の準備預金（statutory reserve deposits）の使用又は繰延税金の失効までの期間を25年と設定していた。トピック 995 に含まれる汽船会社を対象とした1992年12月15日以前に発生した特別法上の準備預金に関連する繰延税金を認識しないという選択的取扱いに

関するガイダンスは、既に1992年12月15日から25年が経過し、もはや目的適合性がないというFASBの考えを踏まえ、本ASUは、当該ガイダンスを廃止することとした。引き続き特別法上の準備預金に関する繰延税金を有している汽船会社については、トピック 740 の要求事項に従って繰延税金を認識しなければならないこととした。

本ASUは、2018年12月15日より後に開始する会計年度及び当該会計年度中の最初の期中期間から適用される。また、すべての企業に対して、期中期間の適用を含む早期適用を認めている。

ASU 案「リース（トピック 842）：的を絞った改善」を公表（2018年1月）

FASBは2018年1月5日に、ASU案「リース（トピック 842）：的を絞った改善」を公表した。コメント期限は、2018年2月5日であった。

本ASU案は、FASBが新リース会計基準の導入を支援する際に多くの関係者から寄せられた懸念に対して的を絞った改善となり、投資家

が得られる便益を著しく減少させることなく、新リース会計基準の導入に関する不必要なコストを削減することを目的としている。

本ASU案は、企業が新リース会計基準の適用初年度において、累積的影響の調整額を利益剰余金の期首残高に対して認識することを認め、当該基準を適用するにあたり、コスト及び

複雑性の削減という作成者の要望を踏まえた追加の選択可能な経過措置を提供している。したがって、当該経過措置を適用した企業は、新リース会計基準を適用した財務諸表に表示された比較可能期間に関する報告において、開示を含め現行のリース基準（トピック 840）に準拠した会計処理を継続して行うことが要求される。

また、本 ASU 案は、次の 2 つの条件を満たした場合に貸手（lessor/賃貸人）が原資産のクラスごとに、関連するリース構成部分から非リース構成部分を区別することを免除する代わりに、単一のリース構成部分としてそれらの構成部分を会計処理することが可能となる実務上の便法を提供している。

1. 非リース構成部分及び関連するリース構成部分の収益認識の時期及びパターンが同一
 2. 結合された単一のリース構成部分は、オペレーティング・リースとして分類
- 当該実務上の便法を選択した貸手は、当該便

法を適用した原資産のクラスを開示し、単一のリース構成部分に含まれている非リース構成部分の性質を開示することが要求される。

本 ASU 案は、次の企業については第 2016-02 号「リース（トピック 842）」と同様に、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用されることが提案されている。

1. 公開企業
2. 非営利企業のうち、取引所又は店頭市場で取引、登録、値付をされている有価証券を発行している企業
3. 米国証券取引委員会（SEC）に登録している従業員給付制度

その他の企業については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。すべての企業に対して早期適用が認められることが提案されている。

ASU 案「包括利益（トピック 220）：その他の包括利益累計額からの特定の税効果の組替え」を公表（2018 年 1 月）

FASB は 2018 年 1 月 18 日に、ASU 案「包括利益（トピック 220）：その他の包括利益累計額からの特定の税効果の組替え」を公表した。コメント期限は、2018 年 2 月 2 日であった。

2017 年 12 月 22 日、米国連邦政府によって 2017 年の税制改正法案（Tax Cuts and Jobs Act of 2017）が成立されたことを受け、銀行及び証券業界の関係者から当該税制改正法案の結果として生じた狭い範囲の財務報告の問題への懸念を示す非公式のコメント・レターが FASB に寄せられた。

関係者はコメント・レターにおいて、税法又は税率の変更に伴う繰延税金負債及び繰延税金

資産の影響について、法案の制定日を含む報告期間において継続事業からの収益に含めて調整することを要求する現行の米国基準のガイダンスに懸念を示していた。このガイダンスは、その他の包括利益累計額の中の所得税効果に関する構成項目が、もともと（純損益ではなく）その他の包括利益に認識されていた場合にも適用される。

これらの関係者は、過去の法人所得税率から 21% に引き下げられた、新たに制定された法人所得税率によって決定される繰延税金の調整額を、継続事業からの利益に含める必要があるため、その他の包括利益累計額の中にある税効果の構成項目（本 ASU 案では「取り残された

税効果」(stranded tax effects)と呼ぶこととする。)は、適切な税率を反映していないと主張している。

本 ASU 案は、新たに制定された連邦法人所得税率に起因する「取り残された税効果」のために、その他の包括利益累計額から利益剰余金への組替えを要求している。組替えの金額は、過去の法人所得税率と新たに制定された法人所得税率である 21% との差額となる。その結果、本 ASU 案は、2017 年の税制改正法案における

連邦法人所得税率の変更に関連する「取り残された税効果」を排除し、財務諸表利用者に報告される情報の有用性を改善する。

本 ASU 案は、すべての企業について、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用されることが提案されている。また、すべての企業に対して早期適用が認められることが提案されている。

ASU 第 2018-01 号「リース (トピック 842) : トピック 842 への移行のための地役権の実務上の便法」を公表 (2018 年 1 月)

FASB は、2018 年 1 月 26 日に ASU 第 2018-01 号「リース (トピック 842) : トピック 842 への移行のための地役権の実務上の便法」を公表した。

FASB がトピック 842 (リース) の適用への移行を支援するなかで、地役権の会計処理に関する多くの質問が利害関係者から寄せられた。地役権に現行のリース会計基準であるトピック 840 を適用していない企業は、トピック 842 の適用に関連し、既存のすべての地役権がリースの定義に合致しているかどうかを評価することは複雑でコストがかかると懸念を示していた。

本 ASU は、トピック 842 の地役権についての適用を明確化し、利害関係者の懸念に対応するために、主に次の規定を設けている。

1. 企業がトピック 842 を適用する以前から存在している又は消滅した地役権に対して、トピック 840 を適用して評価していなかった場合、トピック 842 の適用を免除できるとする移行措置に関する実務上の便法の選択を可能にする。
2. 当該実務上の便法を選択する企業は、トピック 840 を適用して評価してこなかった存在している又は消滅したすべての地役権に対

して当該実務上の便法を適用しなければならない。

3. 企業がトピック 842 を適用した場合、企業は地役権をリースとして会計処理するかどうかの決定を、すべての新しい (又は変更された) 地役権に対して将来に向かって適用しなければならない。
4. 当該実務上の便法を選択しない企業は、存在している又は消滅したすべての地役権がリースの定義に合致しているかどうかについて、トピック 842 の新しいリース基準の要求事項を適用して評価しなければならない。
5. 企業はトピック 842 を適用する前に存在していた地役権の会計処理について、現在の会計方針を適用し続けなければならない。例えば、ある企業が特定の地役権をトピック 840 に準じてリースとして会計処理している場合、その企業はトピック 842 を適用するまでその地役権をリースとして会計処理を継続しなければならない。

本 ASU は、「無形資産—のれんとその他 : のれん以外の一般的な無形資産 (サブトピック 350-30)」の設例 10 を修正することにより、地役権を有する企業が当該ガイダンスの適用前

に、トピック 842 を適用して地役権がリースであるか又はリースを含むかどうかを評価しなければならないことを明確化している。

本 ASU の発効日は ASU 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」と同様に、公開企業は 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。なお、早期適用は認められる。トピック 842 を早期適用した企業は、本 ASU の発行日以降に当該修正を適用しなければならない。